平成29年度第2回高浜市入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成29年11月6日(月)

午後3時00分~午後4時50分

2. 開催場所 高浜市役所 1階 多目的会議室

委 員 児 玉 善郎(大学教授) 3. 出席委員

委 員 丹 羽 重 則(元市収入役)

委員 奥野 暁 (土地家屋調査士) 委員 中原弘道(元県職員)

4. 事務局職員 内田総務部長、岡島グループリーダー、中根主査、桑山主事

5. 議事概要

(1) あいさつ

(2) 平成29年度 中期入札案件の検討について

②高取小学校大規模改修基本計画策定業務

○主な質疑・回答

質問・意見	回答
1. くじ落札決定案件 (コンサル) ①高浜市災害廃棄物処理計画策定業務委託 (指名競争入札)	
○予定価格はどのように算定したのか。	○1番と2番札の業者の見積もりを参考に 設定した。
○落札業者の他での実績を把握しているか。	○把握していない。
○他でも受注していれば経費が安くなり低価格で応札できたのかと思ったが。	○本市では技術者を必ず配置する仕様とした。た。他と横並びとならないようにした。
【審議結果】 本案件については、愛知県から平成30年度までに計画策定するように求められており、競争性が働き、低落札率となったことが確認された。	
2. 低落札率案件 (コンサル)	

(指名競争入札)

- ○業者選定理由は、コンサルの評定点が2 30点から270点の範囲のものから選 定とあるがその理由は。
- ○過去の学校の改修等の実績がある業者の 評定点を参考に選定した。

○市内業者はなかったのか。

- ○コンサルで設備設計に実績のある業者は ありません。
- ○落札価格が低いのは、何故だと思う。
- ○本市での落札実績が欲しく、企業努力したことを業者に確認した。

【審議結果】

本案件は、工事のように人を雇ったり、機械を用意するものではないため、競争性が発揮されて企業努力で低落札率になったことが確認された。

- 3. 辞退者多数案件(物品)
- ③理科教材備品の購入(指名競争入札)
- ○辞退理由に「小中学校教材の取扱がないため」という業者があるが、指名願いの中ではそこまでの情報がないためこのようなことになったのか。
- ○これまでにも学校教材は入札していると 思う。今回事前に応札できるかわからな かったのか。
- ○市内業者は取扱いのない物品があったた め辞退したのか。

- ○辞退理由を確認したところ、現在は幼稚園、保育園の幼児向けの教材をメインにしているとのこと。
- ○これまでは見積もり合わせで行うことが 多かった。事前に取扱できないことがわ かっていれば通知はしなかった。
- ○教材の中に取扱業者が限られるものがあった。

【審議結果】

本案件については、教材の中に取扱業者が限定されるものがあったため、辞退業者が多かったことを確認した。業者を選定するにあたっては、担当部署がもう少し調査することが必要ではないかと指摘された。

- 4. 辞退者多数かつ高落札率案件(物品)
- ④公用自動車購入(給水車)(指名競争入 札)
- ○見積もりはどこから取ったのか。
- タンクのメーカーと自動車メーカー2者 から取り、安価な方を予定価格とした。

- ○見積もり業者は指名業者に入っているの か。
- │○入っていない。

○なぜ、入っていないのか。

- ○過去の他市の給水車の入札事例を参考に した。自動車業者は地元の業者を指名し ていたため同様とした。
- ○4番札の業者の辞退理由が腑に落ちな 11
- ○市内業者を中心に指名したが、架装する 規模が大きなものは対応できないのか、 辞退が多くなった。
- ○落札業者は過去の経験から、タンクメー│○そう思う。 カーから納品して取り付ける形で応札し たら、高落札になったということか。

【審議結果】

本案件は、特注品で特注車両として受注後、タンクメーカーから仕入れて、仕様 に合わせたものを組み立てるもので、市内業者を中心に指名したが、架装する規模 が大きなものには対応ができないため、辞退者が多く、かつ高落札率であることが 確認された。

- 5. 高落札率案件(工事)※一括検討 事後公表: (5)(7)(8)(9)(1)
- ⑤高浜中学校外壁等改修工事
- ⑥ 公共下水道整備工事 中部第1処理分 \boxtimes (29-2 \square \boxtimes)
- ⑦ 配水管布設替工事(29-4工区)市道 知立線外2路線
- ⑧ 配水管布設替工事(29-5工区)市道 碧南高浜環状線外4路線
- ⑨ 照明器具設備LED化工事 高浜配水 場•吉浜配水場
- ⑩ 道路改良工事(その2) 市道新田芳川線
- ⑪ 道路改良工事 市道呉竹高平線 (いずれも条件付一般競争入札)
- ○すべての案件について、予定価格は歩掛 りで積算したものなのか、見積もりなの か教えて欲しい。
- ○⑤番は見積もりと県の歩掛りの両方。⑥ 番は国、県の歩掛りを用いて、市職員が 積算している。⑦番、⑧番は、厚生労働

省の歩掛り、県の単価を用いて、市職員が積算システムを使い積算している。⑨番は、県の歩掛りによる部分と特殊な器具については見積もりを取り、諸経費は積算基準に基づいて市職員で積算している。⑩番、⑪番は、国、県の歩掛りに基づき、市職員で積算している。

- ○⑤番はどこで見積もりを取ったのか。
- ○1番札の業者から取った。
- ○業者も同じように積算しているのか。
- ○はい。市と業者の積算にそれほど差はな い。
- ○事前公表案件である「配水管敷設替工事 (29-3工区)の落札業者は、事後公 表案件である⑧番では予定価格を超過し ている。市、業者とも同じ歩掛りで積算 しているなら、どうしてこのようなこと になるのか。
- ○水道施設工事については、非常に厳しい 単価の中で積算しているが、予定価格事 前公表の場合は価格がわかっているので それ以下の価格で応札しているとのこ と。

【審議結果】

水道施設工事については、事後公表より事前公表の方が有効かもしれないといった意見が出された。

(3) その他

- ○予定価格事後公表試行案件の結果について
- ・2年間試行してみたが、事後公表にしても効果が見られないことから、入札監 視委員会としては、今後試行を継続することを打ち切ってはどうかという意見 が出された。